

「なら男女GENKI プラン」概要

計画期間 2006年（平成18年）度～2015年（平成27年）度

計画の性格

- 男女共同参画社会基本法（第14条）、奈良県男女共同参画推進条例（第9条）に基づく法定計画
- 奈良県男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、県・市町村・企業・民間団体が主体的に取り組み、総合的に推進
- （仮称）やまと21世紀ビジョン、国の男女共同参画基本計画（第2次）との整合性を図り策定

計画の基本理念（＝奈良県男女共同参画推進条例の基本理念）

- ◆ 男女の人権の尊重
- ◆ 社会における制度または慣行の配慮
- ◆ 方針の立案・決定の場への共同参画
- ◆ 家庭生活その他の社会生活へ男女が共にかかわること
- ◆ 国際社会における取組を勘案した推進

男女共同参画社会実現に向けた主な課題

職場

- 法制度は整備されたが、男女とも仕事と家庭等の両立は困難な状況
- 仕事を中断し一旦家庭に入った女性の「再チャレンジ」（再就職等）の推進が必要

家庭・地域

- 少子高齢化の進展の中、安心して子どもを生み、育て、高齢者を介護できる環境の整備と男性の家庭生活への参画が必要
- 核家族化、高齢世帯の増加を踏まえ、コミュニティの活性化のため、男女とも地域活動への積極的な参画推進が必要

女性の人権

- DV、セクハラ、性犯罪等女性に対する暴力の根絶への取組が引き続き必要

計画の体系～県民にわかりやすいように課題を重点化、体系を整理～

基本目標Ⅰ あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

- 政策形成・意思形成の場への女性の参画
- 女性の人才培养と人材情報の提供

基本目標Ⅱ 男女が意欲と能力に応じていきいきと働く環境づくり

- 男女共同参画の推進に向けた就業環境の整備
- 多様な就業形態における条件整備

基本目標Ⅲ 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

- ともに支えあう家庭生活の構築
- 女性のチャレンジ支援
- 地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 男女の人権の尊重

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特徴の尊重
- 社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重

基本目標Ⅴ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

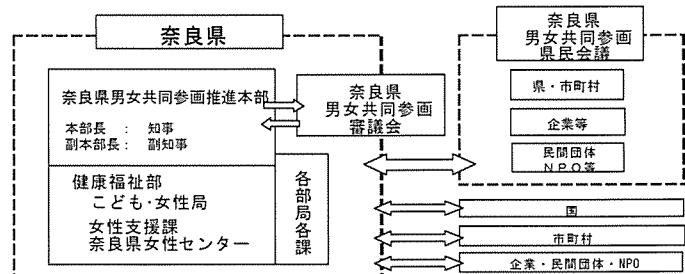
- 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- 男女共同参画を推進する学習の充実

重 点 課 題

- ◎政策形成・意思形成の場への女性の参画の拡大
- ◎女性のチャレンジ支援
- ◎働き方を見直し、男女ともに家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた豊かな暮らしに向けた施策の推進
- ◎女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ◎男女共同参画についてわかりやすい広報・啓発の推進

計画の推進体制～推進体制の充実～

- 奈良県男女共同参画推進本部の機能発揮
- 奈良県男女共同参画審議会の機能発揮
- 奈良県女性センターによる男女共同参画の推進
- 奈良県男女共同参画県民会議の機能充実



男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会の実現

■「なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画－第2次)」の
後期5年目標(平成23～27年度)

目標数:33

基本目標	目標	策定当初値	年度・時点	現況値	年度・時点	目標値(H27年度)	参考 【当初目標値】 【H22年度】
基本目標Ⅰ あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画	県審議会等における女性の割合	30.9%	H17.12.31	30.5%	H23.3.31	40%	女性委員割合30%以上を維持
	市町村審議会等における女性の割合	22.6%	H17.3.31	20.3%	H23.3.31	30%	30%に近づける
	管理的職業従事者における女性の割合	8.8%	H14	11.3%	H19	12% 就業構造基本調査H24結果をふまえ見直し	12% (H27)
	県職員の管理職における女性の割合 (課長補佐級以上) (医療関係職員、教育委員会、県警を除く)	5.4%	H17.4.1	7.4%	H23.4.1	10%	8% (H27)
	校長・教頭職における女性の割合(公立のみ)	9.8%	H17.5.1	8.7%	H23.4.1	14%	14%
基本目標Ⅱ 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり	女性の就業率(35～49歳)	52.9%	H12	57.5%	H17	60% 国勢調査H22結果をふまえ見直し	60% (H27)
	育児休業制度を規定する企業の割合	72.6%	H17	84.3%	H22	90%	80%
	介護休業制度を規定する企業の割合	65.1%	H17	81.0%	H22	85%	75%
	企業における女性の育児休業取得率	66.9%	H17	93.0%	H22	95%	80%
	年次有給休暇取得日数	7.2日	H15	6.8日	H21	10日	10日
	女性の技能検定合格者数	681人 (累計)	H17	1,124人 (累計)	H22	1,600人 (累計)	1,400人 (累計)
	農業経営における家族経営協定締結数	109件	H16	140件	H22	145件	140件
	新 県男性職員の「育児参加のための休暇」※1取得率	-	-	27.4%	H21	100%	-
基本目標Ⅲ 男女がともに支えあうライフスタイルの実現	男性の家事時間(1日平均)	33分	H13	36分	H18	50分 社会生活基本調査H23結果をふまえ見直し	50分 (H27)
	放課後児童クラブ数	174箇所	H17	238箇所	H23	245箇所	230箇所
	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	4市	H17	9市	H23.4	12市町村	13市町村 (H21)
	ヘルパー養成数	30,807人	H3～16計	44,801人	H3～23.5.23計	53,000人 (H3～27計)	46,000人 (H3～22計)
	女性のチャレンジ支援関連講座受講者数	239人	H17	2,214人	H18～22計	1,300人 (H23～27計)	1,200人 (H18～22計)
	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を目的にしているNPO法人数	31法人	H16	46法人	H22	60法人	50法人
	一時預かり事業実施箇所数	46箇所	H17	54箇所	H22	79箇所	60箇所 (H21)
	新 女性の仕事時間(1日平均)	-	-	4時間40分	H18	5時間 社会生活基本調査H23結果をふまえ見直し	-
	新 延長保育事業実施箇所数	-	-	141箇所	H22	154箇所	-
	新 地域子育て支援拠点設置箇所数(ひろば型)	-	-	32箇所	H22	47箇所	-

基本目標	目 標		策定 当初値	年度・ 時点	現況値	年度・ 時点	目標値(H27年度)	参考 【当初目標値】 〔H22年度〕
基本目標IV 男女の権利の尊重	DV防止サポーター育成講座受講者数		56人	H17	574人	H18～22 計	500人 (H23～27計)	350人 (H18～22計)
	新 県立学校におけるエイズ等性感染症に関する学習を実施している学校の割合（教科の保健学習を除く）		-	-	-	-	50%	-
	新 母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）のバンク登録者の就業率		-	-	34.5%	H22	50%	-
基本目標V 男女共同参画 社会実現に 向けた 意識づくり	県民会議における企業・団体の男女共同参画推進取組事業数		79件	H16	113件	H22	120件	100件
	男女共同参画リーダー養成講座受講生のいる市町村数		56.4%	H17	27市町村 (69.2%)	H22	39市町村 (100%)	39市町村 (100%)(H21)
	男女共同参画計画策定市町村数		30.8%	H17	12市町村 (30.8%)	H23	16市町村 (41%)	16市町村 (40%)
	子育て企業フォーラム、市町村の家庭教育学級、教職員研修等への家庭教育を支援できる人材の派遣回数		86回	H16	135回	H22	140回	130回
	若者の自立を図るキャリア教育の推進（職場体験、インターンシップ等体験実施校の割合）		小一% 中 89.7% 高 90.7%	H17	小一% 中 92.5% 高 76.5%	H22	100%	100%
	教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数		962人	H13～16 合計	3,572人	H13～22 合計	3,500人 (H23～27合計)	2,800人 (H13～22合計)
	新 男女共同参画啓発イベント等を実施する市町村数		-	-	15市町村 (38.5%)	H23	20市町村 (51.2%)	-

※1 男性職員が妻の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合14週間)前の日から出産後8週間を経過する日までの期間に、生まれてくる子又は小学校就学前までの子を養育するための有給休暇(5日以内)です。小学校就学前までの上の子どもがない場合は、当該子の出生後のみ取得可能。

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

奈良県では、1986年（昭和61年）に策定した「奈良県婦人行動計画」、1997年（平成9年）に策定した「なら女性プラン21－奈良県女性行動計画（第二期）」、2002年（平成14年）に改訂した「奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン21改訂版）」に基づき、様々な取組を行つてきました。

しかしながら、重要な意思決定の場への女性の参画はまだ少なく、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行・慣習などが依然として残存しています。さらに、少子・高齢化の一層の進展、長期にわたる経済活動の低迷と雇用環境の悪化による男女間の収入格差の拡大、配偶者からの暴力をはじめとする女性に対する暴力の深刻化など、女性を取り巻く状況の変化への対応が求められています。

こうした課題の解決に向け、男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに豊かな生活を送ることができる社会を目指した奈良県男女共同参画計画（第2次）を策定しました。

2. 計画の基本目標

「奈良県男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指して、次の5つを基本目標として設定し、これらの目標達成に向けた課題及び施策の方向を示し、具体的な施策に取り組みます。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

地方自治体での施策はもちろん、企業や各種団体・組合、また地域活動や市民活動等、あらゆる分野における政策形成・意思形成過程への女性の参画は、男女共同参画を実現する基盤となるものです。意思決定の場への女性の参画を進めるために、女性の積極的な登用や女性の人材育成、人材情報の収集・提供を進めます。

基本目標Ⅱ 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

就労の場において、女性が男性と均等な機会と待遇を得ていきいきと働けるよう、男女がともに仕事と育児・介護の両立がしやすい環境整備を引き続き推進します。また、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、ワークシェアリング等の普及推進や働き方に応じた適正な待遇や労働条件の確保、就業に向けた能力開発等への支援に努めます。

基本目標Ⅲ 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

少子・高齢化が進展する中、男女が安心して子育てや介護など、家族としての責任を果たすことができる社会の形成が必要です。働き方を見直し、男女ともに家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた豊かな生活を営めるよう支援します。また、チャレンジしたい女性が就業や地域活動等に希望をもってチャレンジできるための体制づくりを進めます。

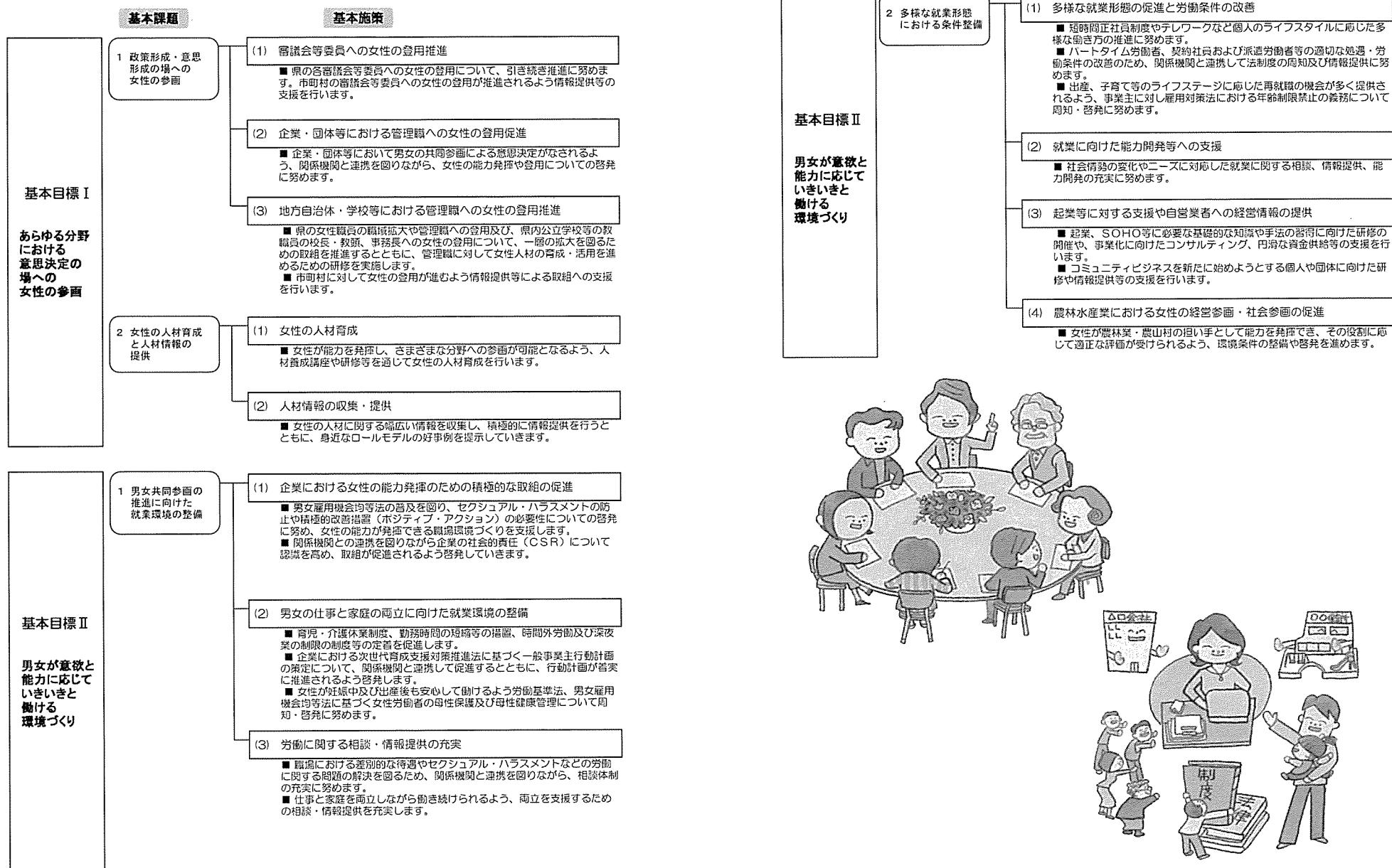
基本目標Ⅳ 男女の人の権の尊重

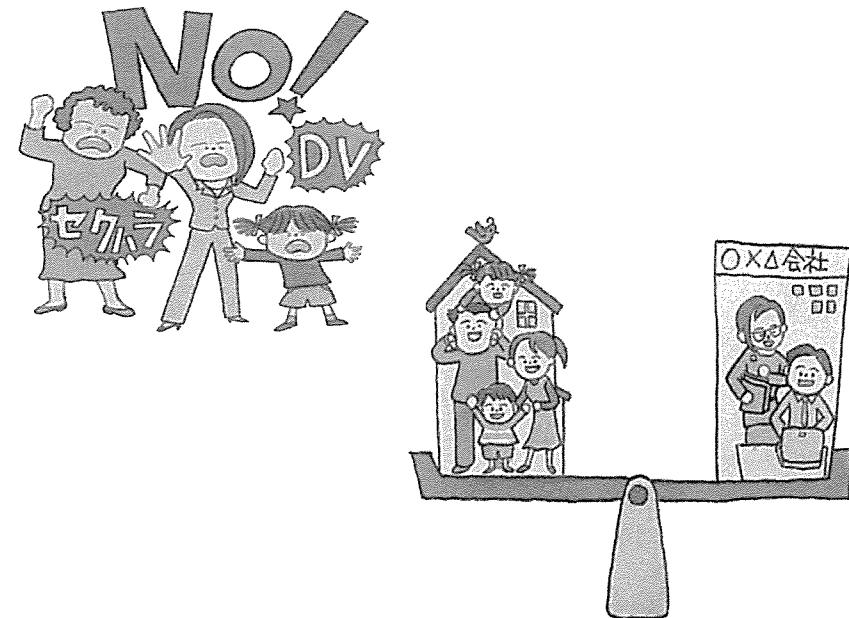
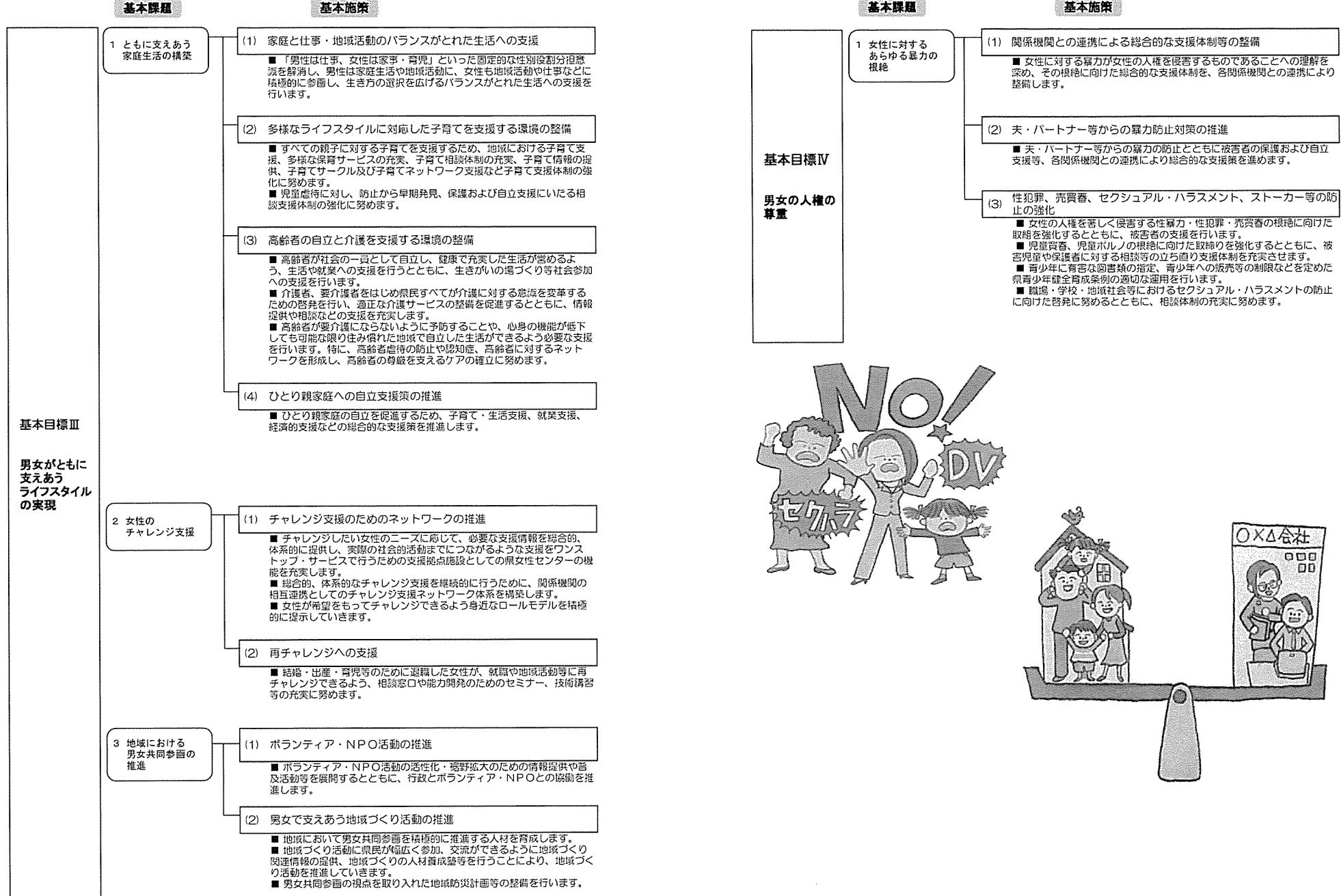
男女共同参画社会の実現には、男女一人一人の人の権の尊重が基本です。夫・パートナー等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪など女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、根絶に向けた一層の取組を進めます。また、男女がそれぞれの身体の違いを理解し、お互いの性を尊重するために、生涯を通じた健康保持・増進と性の尊重についての認識の浸透を進めます。

基本目標Ⅴ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

男女が各人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を払しょくすることが重要です。引き続き、男女共同参画に対する正確な理解の浸透とその必要性について意識啓発を進めるとともに、男女が自立の意識を育み、さまざまな分野で活躍することを可能にする教育・学習の充実を図ります。

「なら男女GENKIプラン」施策体系





基本目標IV 男女の権利の尊重	基本課題	基本施策	基本課題	基本施策
	2 生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性的尊重	<p>(1) 生涯を通じた健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 思春期、更年期などに重点をおきつつ女性の生涯を通じた健康の保持増進や、男女が生涯を通じて心身ともに適切な健康づくりができるための事業を推進します。 <p>(2) 母性保護と母子保健対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠、出産の安全性を確保するため、総合的な周産期医療体制の充実を推進し、母性の尊厳と保護、乳幼児の健康の保持増進を推進します。 ■ 不妊に悩む方への支援に努めます。 <p>(3) 性の尊重についての認識の浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 発達段階に応じて、性に関する科学的知識を習得させ、生命や耳いの性を尊重する心や自尊感情を育てるとともに、よりよい生き方につながる性教育を推進します。なお、学校における性教育については、学習指導要領にのっとり、保護者等の理解も得ながら適切に推進します。 ■ 性と生殖に関する健康の重要性について、学習機会や啓発等を充実します。 ■ H.I.V./エイズ、性感染症に対する正しい知識を持つための教育を推進します。 	1 男女共同参画に関する意識啓発の推進	<p>(1) 固定的な性別役割分担意識の払しょくと社会における慣行の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 職場・学校・地域・家庭などあらゆる分野における固定的な性別役割分担意識の払しょくに向けた広報・啓発活動を推進します。 ■ 男女共同参画の視点に立った社会における制度や慣行の見直しに努めます。 ■ 男女共同参画に関する条約・法令・条例等の理念の浸透に努めます。 <p>(2) 國際的視野に立った男女共同参画の状況把握と情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国、他都道府県の取組、大学・研究機関等による調査研究、国際的な動向について情報収集を行い、施策に反映させるとともに情報提供を行います。 ■ 県内における男女共同参画の状況と関連施策の推進状況等について、市町村と連携をとりながら把握し、わかりやすく公表します。 <p>(3) メディアを通しての女性の人権の尊重とメディア・リテラシーの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 行政刊行物について男女共同参画の観点から適切な表現を行うよう記述することも、メディアが自主的に女性の人権を尊重した取組を行うよう啓発します。 ■ 情報の受け手である県民に対して、情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を行います。
	3 社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重	<p>(1) 社会的に不利益な立場にある女性の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 社会的に不利益な立場にある女性に対し、生活における自立支援を行うとともに、雇用の機会均等の確保など就職差別の撤廃に向けて、事業主に対してセミナー等による啓発や企業における人権研修の支援に努めます。 ■ 増え続けるひとり親家庭の急増など諸状況の変化に対応し、自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援などの総合的な支援対策を推進します。 <p>(2) 相談・情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ さまざまな不利益を被っている女性の相談に、的確に対応できるよう、関係機関との連携による相談・情報提供を充実します。 	2 男女共同参画を推進する学習の充実	<p>(1) 家庭・学校等における男女共同参画を推進する教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 乳幼児期から発達段階に応じて、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会環境やそれぞれのライフステージに柔軟に対応し、一人一人が主体的に自分の生き方を考え、選択し、社会で生きていく力を育てる教育を推進します。 ■ 子どもたちが社会人・職業人として自立していくことができるよう、一人一人に望ましい勤労観、職業観を育てるキャリア教育を推進します。 ■ 教職員等に対し、男女共同参画に関する研修等を行い、正確な理解の浸透を図るとともに、啓発を進めます。 <p>(2) 地域における男女共同参画を推進する学習への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 男女が自立の意識を育み、生涯を通じ生き方の変化に応じて様々な分野に活躍することを可能にするための学習機会を充実します。 ■ 女性の自立・エンパワーメントに向けた学習活動への支援を充実します。

